

1.利用料金（利用者負担金）

①基本サービス費

【要介護の方：通常訪問1回あたり】

【単位：円】

サービス提供時間	料金		
	1割負担	2割負担	3割負担
①訪看Ⅰ・1（20分未満）	314	628	942
②訪看Ⅰ・2（20分以上30分未満）	471	942	1,413
③訪看Ⅰ・3（30分以上1時間未満）	823	1,646	2,469
④訪看Ⅰ・4（1時間以上1時間半未満）	1,128	2,256	3,384
定期巡回訪看（定期巡回・随時対応型事業所と連携 1月あたり）※	2,961	5,922	8,883
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が要介護5の場合は、上記に1月あたり800円（2割負担の場合は1,600円、3割負担の場合は2,400円）が加算 ・利用者の主治医が当該利用者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、1日につき97円（2割負担の場合は194円、3割負担の場合は291円）を減算 ・准看護師が訪問看護サービスを提供した場合は、所定の金額の98% 			

【要支援の方：1回あたり】

【単位：円】

サービス提供時間	料金		
	1割負担	2割負担	3割負担
①予訪看Ⅰ・1（20分未満）	303	606	909
②予訪看Ⅰ・2（20分以上30分未満）	451	902	1,353
③予訪看Ⅰ・3（30分以上1時間未満）	794	1,588	2,382
④予訪看Ⅰ・4（1時間以上1時間半未満）	1,090	2,180	3,270

※1 准看護師が訪問看護サービスを提供した場合は、上記の金額の90%に相当する額となります。

※2 早朝夜間時には25%、深夜時には50%が上記に加算されます。

※3 やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、1回につき30分未満では254円（2割負担の場合は508円、3

割負担の場合は762円)、30分以上では402円(2割負担の場合は804円、3割負担の場合は1,206円)が加算されます。

②加算・減算

加算・減算名等	料金			算定要件
	1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	1,200	1,800	緊急時等、常時対応でき十分な体制が整備している場合
特別管理加算(Ⅰ)	500	1,000	1,500	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている場合や、留置カテーテル等をしている状態の利用者にサービスを提供した場合
特別管理加算(Ⅱ)	250	500	750	在宅酸素指導療法を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の利用者にサービスを提供した場合
ターミナルケア加算※	2,500	5,000	7,500	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 死亡月に算定
初回加算(Ⅰ)	350	700	1,050	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を実施した場合(退院・退所した日に初回訪問)初回実施日の属する月
初回加算(Ⅱ)	300	600	900	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を実施した場合(退院・退所した翌日以降に初回訪問)初回実施日の属する月
看護・介護職員連携強化加算※	250	500	750	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引や胃ろうや腸ろうによる経管栄養等が必要な利用者に関わる計画の作成や訪問介護員に対する助言などの支援を行った場合
看護体制強化加算(Ⅱ)※	200	400	600	前6ヶ月の利用者総数のうち50%に緊急時訪問看護加算、20%以上に特別管理加算、前12ヶ月に利用者1名以上にターミナルケア加算を算定している場合

看護体制強化加算（要支援）	100	200	300	前6ヶ月の利用者総数のうち50%に緊急時訪問看護加算、20%以上に特別管理加算を算定している場合
退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	病院や診療所又は介護老人保健施設等に入院又は入所中の方に対して主治医等と連携して、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した後、初回の訪問看護を行った場合、退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り算定（初回加算を算定する場合は算定しない）
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	6	9	利用者に対し、指定訪問看護を行った場合 1回につき算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ※	25	50	75	定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する利用者に対し、指定訪問看護を行った場合 1月につき算定

（※）は要介護者の方のみ

2.キャンセル料

キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

キャンセルの連絡をした日	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

3.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。